

福井労働局発表
平成27年5月29日

担当	福井労働局雇用均等室 雇用均等室長 野添 雅恵 地方短時間労働指導官 吉崎 広明 電話 (0776)22-3947
----	--

全国3番目、県内初のプラチナくるみん企業として 小浜信用金庫を認定！

～6月2日、福井労働局で認定通知書交付式を行います～

福井労働局(局長 加藤滋穂)は、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」)に基づく特例認定企業として小浜信用金庫(小浜市 理事長 森下充)を認定しました。

1 認定通知書交付式

日時：平成27年6月2日(火) 14:00～

場所：福井労働局 局長室

(福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階)

2 プラチナくるみん認定(特例認定)とは？

次世代法では、積極的に子育て支援に取り組み、認定基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定し、認定マーク(くるみん)を付与する制度を設けています。

「プラチナくるみん」の認定は、くるみん認定を受けた企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が受けることができます。

これは、次世代法の改正(平成27年4月1日施行)により新たに創設された制度です。

小浜信用金庫は全国で3番目、信用金庫としては全国初のプラチナくるみん認定企業となります。



【添付資料】

別添 1 小浜信用金庫の主な取組内容

別添 2 県内認定企業一覧

別添 3 くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準・マークが決定しました！

(参考)

プラチナくるみん認定（特例認定）基準の概要 （くるみん認定基準を上回る部分）

くるみん認定企業のうち、以下の項目について更に高い水準の取組を行った企業がプラチナくるみん認定を受けることができます。

○ 男性の育児休業等

次のいずれかを満たすこと

- ・ 男性の育児休業取得率 13%以上
- ・ または、男性の育児休業取得者＋育児目的の休暇制度利用者の割合 30%以上

○ 働き方の見直し

次の①～③のすべてに取り組み、①または②について数値目標を定めて実施し達成していること。

- ① 所定労働時間の削減のための措置
- ② 年次有給休暇の取得促進のための措置
- ③ 短時間正社員制度、テレワーク等、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

○ 残業時間の縮減

次のいずれかを満たすこと

- ・ 週の平均労働時間が 60 時間以上の労働者の割合が 5%以下
- ・ 月の平均時間外労働時間が 80 時間以上の労働者が 1 人もいないこと

○ 出産した女性の継続就業率

子が一歳まで継続して在職している者が 90%以上であること

○ 女性の活躍促進のための取組

女性の能力向上、キャリア形成支援について計画を策定し、実施していること